

! 2021年10月から長期履修学生制度を開始しました!

☆長期履修学生制度とは・・・

職業を有している等の事情により時間的制約があり、修業年限では卒業・修了が困難な学生に対して、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、学位取得することを認める制度です。

長期履修の申請を行い認められた場合、通常支払うべき授業料の総額が、長期履修が認められた年数により按分されることとなります。余分に授業料を支払うことなく、かつ、学期毎に支払う授業料の額を抑えつつ、修学期間を延長できるので、仕事等の両立を図りながら卒業・修了を目指すことができます。



★例えば、博士後期課程（標準修業年限：3年）の学生の場合・・・

◎通常、授業料の年額（535,800円）を3年間支払う。

1年目	2年目	3年目	総額
¥535,800	¥535,800	¥535,800	¥1,607,400

例1 入学時から、長期履修期間6年で許可された場合

長期履修期間						総額
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥1,607,400

(授業料年額×3)÷6

例2 博士後期課程2年開始時に、長期履修期間3年で許可された場合

通常	長期履修期間			総額
1年目	2年目	3年目	4年目	
¥535,800	¥357,200	¥357,200	¥357,200	¥1,607,400

(授業料年額×2)÷3

授業料の総額は変わらないが、授業料の年額が長期履修が認められた期間に応じて安くなります。

※ 詳細については、左記QRコード『名古屋大学長期履修学生制度における授業料支払いパターン』（※名古屋大学ホームページ）を確認してください。



1) 申請資格

博士後期課程に新たに入学する者及び既に在籍する者（※ただし、最終年次に在籍する者は申請できない。）で、次のいずれかに該当し、修学に相当な制限を受ける者。

- ① 職業を有している者
- ② 育児または親族の介護を行う必要がある者
- ③ 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由その他の障害を有している者

ただし、以下の学生は適用対象外です。

- ・正規学生のうち外国人留学生（在留資格「留学」の者）。ただし、私費外国人留学生については、上記の②育児・介護、③障害を理由とする場合は適用対象。
- ・非正規学生

2) 申請手続き

以下の区分に応じて定められた期間に、工学部教務課に長期履修申請書を提出する必要があります。

- (1) 新たに本学に入学する者 → 入学時（別途通知します）
- (2) 既に本学在籍する者（※最終年次に在籍する者を除く。）
 - ① 4月入学者： 2月15日から2月末日
 - ② 10月入学者： 8月15日から8月末日

※長期履修申請書には、申請事由に応じて、必ず以下の証明書類を添付してください。

①職業を有している者	在職証明書、社員証の写し、社会保険証の写し等、職業を有していることを証明する書類。 ※自営業者の場合は、1週あたりの就労時間を申請書に記載するとともに、事業内容がわかる書類を提出すること。
②育児または親族の介護を行う必要がある者	1. 母子手帳の写し 2. 住民票の写し
③視覚障害、聴覚障害、肢体不自由その他の障害を有している者	1. 介護保険被保険者証の写し、要介護認定書の写し、その他介護をしていることを証明する書類のいずれか一つ 2. 住民票の写し



3) 注意事項

- ① 長期履修が認められる期間は、最長で6年（標準修業年限の2倍）までです。※在学途中から利用する場合は長期履修開始前の在学期間を含む。
- ② 長期履修を申請する際には、「長期履修計画書」を提出してください。年間修得単位数の上限は定めていませんが、本制度の趣旨を鑑み、無理な履修計画とならないよう、予め指導教員ともよく相談してください。
- ③ 休学可能期間は、通常と同様に3年です。長期履修期間中に休学する場合は、長期履修期間が中断し、休学期間の分だけ長期履修期間の終期は後ろ倒しになります。
- ④ 長期履修学生になった後、期間をさらに延長することはできません。
- ⑤ 長期履修学生になった後、年単位で期間を短縮することは可能です。長期履修期間の短縮を希望する場合は、学年終了月の1か月前までに、「長期履修期間変更申請書」を提出してください。
(※4月入学者：2月末日まで 10月入学者：8月末日まで)
承認後、翌年度以降の授業料の再計算が行われます。
ただし、修了（もしくは満期退学）を予定する学年に入ってから短縮の申請を行うことはできません。
- ⑥ 長期履修期間が満了する前に学年の途中で修了することは可能です。修了する学年の授業料は、標準修業年限（3年）に本来支払うべき授業料総額から在学中に納入した授業料総額を差し引いた残りの金額を、当該学年の初めの月に納入します。ただし、後期に修了予定の場合は、前期・後期で2分の1ずつ納入し、後期分は後期の初めの月に納入します。
- ⑦ 長期履修期間が満了しても卒業・修了できない場合は、在学年限（博士後期課程は6年）に達するまで引き続き在学することが可能です。ただし、長期履修期間を過ぎた後は、授業料は通常額を納入することになります。

- ◎ 名古屋大学長期履修学生制度に関するQ&Aはこちら
(※名古屋大学ホームページ)



【本制度に関する問合せ先】

◎工学部・工学研究科教務課

*申請、制度全般について

教務係 052-789-3177,3975

*授業料について

学生支援係 052-789-3599,3977